# 上尾伊奈ごみ広域処理施設建設に伴う地質調査業務 特記仕様書

#### 第1章 総則

(適用の範囲)

第1条 本特記仕様書は、上尾伊奈資源循環組合(以下、「発注者」という。)が、受注者に委託する「上尾伊奈ごみ広域処理施設建設に伴う地質調査業務」(以下、「本業務」という。) に適用する。

(業務の目的)

第2条 本業務は、上尾伊奈ごみ広域処理施設建設予定地における地盤・地質の構成等を調査 し、かつ土の物理・力学的性質を把握することで、ごみ処理建設の設計・施工に必要な 基礎資料を得ることを目的とする。

(業務の場所)

第3条 上尾伊奈ごみ広域処理施設建設予定地(埼玉県北足立郡大字小室地内)とする。

(準拠する法令等)

- 第4条 本業務は、仕様書、本特記仕様書及び埼玉県地質土質調査共通仕様書(令和3年1月) に規定されているもののほか、以下の図書を適用するものとする。
  - (1) 埼玉県十木工事標準仕様書(埼玉県)
  - (2) 地盤調査の方法と解説 地盤工学会

(疑義)

第5条 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ、 発注者の指示に従うものとする。

(作業計画)

- 第6条 受注者は本業務実施にあたり、発注者に下記の書類を提出し、承認を得るものとする。
  - (1) 作業実施計画書及び工程表
  - (2) 着手届
  - (3) 現場責任者及び技術管理者選任通知書
  - (4) 現場責任者及び技術管理者の経歴書及び資格証明書

#### (実施体制)

- 第7条 本業務においては、過去10年以内に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体が 発注した地質調査に係る業務に従事した実績を有する現場責任者及び技術管理者また はそのいずれかを配置すること。ただし、現場責任者及び技術管理者は、これを兼ねる ことができる。
  - (1) 現場責任者
  - ア 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)に規定する技術士(土質及び基礎又は地質)に合格 し、同法による登録を受けている者であること。
  - イ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施しているRCCM(土質及び基礎又は 地質)の資格認定を受けている者であること。
  - (2) 技術管理者

上記(1)ア、イ又は次の資格のいずれかの資格を有するものとすること。

ア 一般社団法人全国地質調査業協会連合会が定める地質調査技士の登録を受けている者であること。

#### (秘密の保持)

第8条 受注者は本業務遂行中に知り得た情報について、発注者の許可なしに他に利用してはならない。

#### (報告の義務)

第9条 本業務実施期間中において、受注者は業務の進捗状況を随時報告するものとし、必要 に応じて報告資料を提出するものとする。

#### (打合せ協議等)

第10条 本業務の打合せ協議等は、業務着手時、中間時、納品前の計3回実施することを基本とするが、業務遂行上、必要な場合は適宜実施するものとする。

#### (完了)

第11条 受注者は、本業務の完了後、委託業務完了届、成果品納品書とともに成果品を提出 し完了検査を受けるものとし、合格をもって完了とする。ただし、修正等の指示があっ た場合は速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

#### (瑕疵等)

第12条 受注者は、本業務完了後であっても、受注者に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正、その他必要な作業等を受注者の責において 実施するものとする。

### (成果品の帰属)

第13条 本業務における成果品については全て発注者に帰属するものであり、発注者の承認 を受けずに複製し、又は他に公表もしくは貸与してはならない。

#### (納期及び納入場所)

- 第14条 本業務の納期及び納入場所は次のとおりとする。
  - (1) 納 期 令和5年12月22日
  - (2) 納入場所 上尾伊奈資源循環組合

## 第2章 業務概要

## (業務概要)

- 第15条 本業務の概要は、以下のとおりとする。
  - (1) 機械ボーリング
  - (2) シンウォールサンプリング
  - (3) 標準貫入試験
  - (4) 孔内水平載荷試験
  - (5) 現場透水試験
  - (6) 室内土質試験

## 第3章 成果品

## (成果品)

- 第16条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。
  - (1) 地質調査報告書(A4番・縦) 2部
  - (2) 電子成果品 1式
  - (3) 土質標本 1式
  - (4) ボーリング柱状図(CADデータ) 1セット
  - (5) 業務報告書(総括版) 1部

## 電子納品に関する特記仕様書

## (適用)

第1条 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、測量、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

## (電子成果品の作成)

第2条 成果品は、国土交通省の各電子納品要領・基準に示された内容に基づいて作成する。

## (電子成果品の提出)

第3条 成果品は、国土交通省の各電子納品要領・基準に基づいて作成した電子データを電子 媒体(CD-R)で2部提出する。なお、電子納品対象外の書類は紙媒体により1部提出する。

## (電子成果品の確認)

第4条 成果品の提出の際には、国土交通省作成の「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認する。また、最新の定義データに更新したウイルス対策ソフトを用いてウイルスチェックを実施したうえで提出する。